

- (1) 津貼金は別込一圓に付一圓二十銭とすること。
- (2) 津貼金の最低賃金を七十銭とすること。
- (3) 諸日役の最低賃金を一圓三十銭とすること。
- (4) 年功賞與制定
 - イ 勤続三年以下五十日分。
 - ロ 勤続三年以上五年迄は五十日分の外に勤続一年ニ付二十日分。
 - ハ 勤続五年以上十年迄は五十日分の外に勤続一年に付三十日分。
 - ニ 勤続十年以上は五十日分の外に勤続一年に付五十日分を加ふ。
- 兵役中も年功に照算すること
- (5) 今後絶対に調首せざることを。
- (6) 失業婦人の復職

九、争議の経過

六月十日

要求を拒絶された抗夫側では争議参加者約三十名を以て争議闘争場所を炭坑新屋木村収太郎方に設け、交渉委員、會計等の役員を定め結束して炭坑側に對峙する

(7) 浴場改善、男女混浴取銷。

(8) 納屋の改善、俸の改善、押入を造ること

(9) 一般職人の出入自由。

(10) 二、三の解雇者の復職。

(11) 争議中の日給及費用金額會社負擔。

(12) 今回の争議に依り絕對に犠牲者を出さること。

右要求に對し炭坑側では幹部會議の結果要求を容るゝの餘地をしようと日夜全部拒絶の回答をましたのである。